

## 令和2年度第2回長浜市しょうがい福祉推進協議会 会議概要

日 時：令和2年10月19日（月）14：00～16：00

場 所：長浜市役所1階 多目的ルーム3

出席者：【委員】中村委員(座長)、山崎委員(副座長)、林委員、崎邊委員、  
北川委員、太田委員、佐野委員、喜多委員、笈委員、橋爪委員

【事務局】健康福祉部：福永部長、長谷川次長

しょうがい福祉課：細川、中上、磯貝、服部

欠席者：雑賀委員、安賀委員（2人）

### 《開会》

#### 1. あいさつ

長浜市健康福祉部長から開会の挨拶があった。

#### 2. 出欠の報告について

事務局から欠席委員の報告があった。

#### 3. 議事

##### (1) 長浜市しょうがい福祉プランについて

資料1により事務局から説明があった。

##### (事務局)

事前に送らせていただいております資料1に基づきまして、ご説明をさせていただきます。全てということになりますと非常に時間がかかりますので、主な見直し部分について説明をさせていただいて、ご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず3ページです。長浜市の人口の推移でありますとか、長浜市の障害手帳所持者数を掲載させていただいております。過去よりも詳しく掲載しまして、市の全人口やしょうがい種別ごとの年齢区分等を追加しております。

20ページ、アクションプランの体系というところでございますけれども、前回の協議会でもご説明させていただきましたとおり、「やさしいまちづくり・あたたか」という項目の中のアクションプラン、ユニバーサルデザインのまちづくりの項目に、地域における交通手段の確保という項目を追加させていただいております、また「地域生活の支援・あんしん」という項目の新規のアクションプランといたしまして、福祉人材の確保・育成・定着を追加しております。詳細については後ほど説明させていただきます。

各アクションプランの変更の内容の説明をさせていただきます。まずは34ページ。今ほど申し上げました、地域における交通手段の確保というところで、福祉有償運送

を実施する事業者様へ安全性および利便性の向上のための指導助言の強化を新たに追加しているところがございます。

続きまして 47 ページ。新たなアクションプランの追加はございませんが、昨今の災害の増加を鑑み、今まで避難所の体制整備というひとくくりになっていた部分を、備蓄品の確保という項目をつくりまして、長浜市で立てております備蓄目標について、詳しく掲載をさせていただいております。

さらに本日追加でお配りしました資料、48 ページ。⑤として、福祉避難所における感染症対策という項目を設けまして、福祉避難所における感染拡大の懸念がされる際には、「大規模災害時における宿泊場所の提供にかかる協定」に基づいて、宿泊施設の活用・検討をするということでありますとか、新型インフルエンザ衛生物品確保計画に基づいて、感染症予防物品を分散して備蓄しますという項目を新規で追記させていただいております。

49 ページ、権利擁護虐待防止についてですが、中身についてはいろいろ変更点がございますが、特に今提示させていただいてる素案では、地域アドボケーターのことでありまして、県条例のことについて記載がない状態になっておりますが、例えば県条例の推進であるとか、アドボケーター制度についての啓発等について、追加させていただきたいと考えております。

52 ページが新規でアクションプランを追加した項目になります。福祉人材の確保、定着ということで追加をさせていただいております。主なご意見については、お読みいただいていると思うのですが、やはり全般的に人材確保が困難であるというご意見を事業所の方からいただいております。そこでアクションプランについては福祉人材の確保という部分と育成定着の部分に分けて、それぞれ福祉の仕事のイメージアップ、若年層対象の取組、地域人材の掘り起こしというところと、スキルアップ研修の充実、資格取得等に向けた支援、サポート体制の充実、相談支援体制の整備、というところで項目を立ててアクションプランを追加したところがございます。

64 ページについては乳幼児期からの早期支援というところになるんですけども、前回の第 1 回目の協議会の際に発達支援室の新設について、ご紹介をさせていただきました。長浜市の体制等が変わることによって、中の項目を現状に即して書き改めさせていただいてるところと、さらに新たに活動し始めた部分について追記をさせていただいているところがございます。

71 ページ。学校教育の充実でありますとか特別支援教育の実施というところのなかの、「進学・就労等の支援を市内養護学校高等部の主な進路状況」というところにつきましては今数字が抜けておりますが、今照会中です。前のプランでは、今ここに載せているような進路状況を調査させていただいていますが、福祉的就労の部分についてはやはり就労継続支援 A 型と B 型は異なりますので、A と B に分けさせていただくということと、就労移行支援事業を利用されて一般就労に就職される方が非常に増えておりますので、就労移行支援を利用される方についても表記をさせていただき、どのような進路状況になっているのかということを表していくという変更

をさせていただきたいと思います。

75 ページになります。一般就労における定着支援、6 の部分でございます。一般就労の定着支援というところなんですけれども、就労定着支援というサービスが平成30年度の報酬改定から始まっております。この就労定着支援を行う事業所を増やすということでありまして、今、自立支援協議会の中で就労定着支援プロジェクトというものが立ち上がっておりまして、B型あるいはA型、就労移行から一般就労をされる方についての定着支援を、定着支援事業所だけでなく、この圏域の支援者でどのように関わっていくかということが協議をされているところでございます。この辺のところをこの6番のところに書かせていただいているところでございます。

74 ページから81 ページにかけて、令和5年度の目標値というところが現状の案では空白になっています。これにつきましては、滋賀県のプランの目標数値等を市が県の方に報告いたしまして、県プランを作られる関係上、県との調整後の記載をさせていただきたいと考えております。調整は12月を目途に行われるということになっておりますので、現状においては、空白とさせていただいているところであります。

今日追加させていただいている資料で先ほどご紹介させていただきました、41 ページのところですが、41 ページの表についても、事前送付させていただく前から実績がまだ報告がございませんでしたので空白になっておりましたが、今回の追加資料の中で、ご報告をさせていただくというところになっております。施設入所者の地域生活への移行の実績値でありますとか、施設入所の施設の状況、湖北の入所施設の入所者の内訳等を今回の資料に追加で入れさせていただいております。

委員からの主な意見は下記のとおり。

(委員)

よろしいですか。ちょっと教えていただきたいんですけども、アクションプランのところで見込量とか目標値というのがあるんですけども、目標値とされるのは、あくまでも県が出されるものに沿って出していかれるということでしょうか。

(事務局)

見込量や目標値について、国や県から考え方が示されますので、それに沿って設定していくことになります。

(委員)

手帳所持者の割合、7 ページですけども、人口対比の何パーセントくらいの方が障害者手帳を持っておられるかという表ですよ。僕個人としてはあまり好きでは

ないんですけども、福祉の統計的なことを語る時に、おおよそ人口の4%から5%の方がしょうがい者ではなかろうかという統計を立てる一つの理由があるわけなんですけど、そういう意味では4.8から5.8という、人口に対してしょうがいをお持ちの方の数が増加傾向にあるということが言えると思います。ただし日本の福祉の専門的なところでは4%から5%で言うんですけども、諸外国を見ると人口の10%を超えてしょうがい者が認定されているという国もあるんです。

それはしょうがいとは何か、どういう人達を支援の対象にするかという制度的なことに大きく左右されると思うんですけども、我々当事者としては、パーセンテージが高い方が良いというわけではないんですけども、人口の10%以上の方が何らかの支援を求めておられるという論拠に立ちたいと思っているので、この数字は増加傾向にありますけれども、手帳の所持者ではなくて支援を求めておられる方は、人口の何%くらいおられるんだろうというような視点が欲しいと思います。

それともうひとつ。雇用率のページ、長浜市が法定雇用率を達成できていないという記載がありましたよね。誠に残念なので、それは是正するような形の、73ページの下の方、現在33人雇っているけれども本当は36人雇わなければならないということですよ。あと3人。早急に対応していただきたいと思います。

(委員)

長浜市については、継続雇用、定着支援という支援をハローワークと連携しながらやっていく必要があるかなと思っていて、これは県内どちらの市にも言えることではありますが、連携によってどの程度、就労後の定着支援ができていくのかというところがこれからの課題になっていくと思います。

(事務局)

もっと具体的なアクションを追記した方が良いというご意見でよろしいでしょうか。

(委員)

全体的に長浜市のしょうがい者の就労支援をどういうふうにしていくのかということがわかりにくい、インパクトがない。

過去に神奈川県知事が「神奈川県をしょうがい者雇用のメッカにする」と言って、そういうような血沸き肉躍るような目標みたいなものをポジティブに発信しないと、しょうがい者の普段の生活における課題を克服していくような、しょうがい者の方でも、すぐにしょうがいを克服する方もいるわけで、行政もそういうようにして課題を克服していくというか、アクションプランという名前に負けないものをお願いしたい。

あと3人雇えば達成できるのだから、大々的に強くアピールして、たとえば今事務の補助的な役割になっているのをいろんなところに働けるように他の行政とは違う

雰囲気を持ってるとな、という雇用体系にしてもらいたいなというふうに思います。

(事務局)

先ほど全般として私の方で説明が漏れているところがあったのですが、それぞれのアクションプランに「新たな取組等」というものを表記させていただいておりました、今ほど委員からご意見いただきましたが、72 ページの一番上、本市の人事課でも正規職員の採用についても、しょうがいの内容によって区別することなく、受験が可能となるよう受験資格を見直していくとか、市の中にしょうがい者雇用促進、しょうがい者職業生活相談員というものの配置を人事課の方でしておりまして、定着にむけての支援をしているところです。さらにそれを例えば目標値等であれば採用計画等について何か記載できるようなことが、採用計画等あると思いますので、そこではっきりと、法定雇用を目指してやっていくことを表していけるよう人事課に働きかけを行っていきたいと思います。

(座長)

ありがとうございます。しょうがい福祉課だけではなく、長浜市としての取組みということだと思うんですけども、調整していただいた上でできるだけ進めていただきたいと思います。

(委員)

就労のことなんですけれど、一般就労について、定着が難しいと聞いています。採用されるが、続かない。原因は様々だと思いますが、しょうがい者理解のある経営者の方かどうかによって、またしょうがい種別によって受入体制が異なる。精神しょうがい者の受け入れが少ないと聞きました。実際の就職率はどうなのでしょう。

(事務局)

しょうがい種別毎の一般就労率ということですね。申し訳ないのですが市の方では把握しておりません。

(委員)

ハローワークですべてのしょうがい者雇用が実るわけではありません。例えば他の民間サイトであったりとか、縁故であったりとか、あとは元々従業員であった方がしょうがいに至ったとか、そういうなかで就職がなされるわけですから、なかなか正確な数字というのは提供できるものではないと思います。

(委員)

平成 30 年に初めて、精神しょうがい者がしょうがい者雇用率に換算されることになったという背景もあるので、徐々に認められてはきているとは思いますが。労働局も

一体となってしまうのが種別に関わらず受入を行っていただくということはお話させていただいているんですが、職種や仕事内容によるとしかなんとも言いようがないかなと思います。

(委員)

身体しょうがい者が昔から認知がされているという点で、もしかすると受入される事業所からするとハードルが低いのかなと思いますけども、一方で精神しょうがいは比較的通院を重ねられて症状が落ち着いている方を雇い入れたいという個別のご相談はよく聞くので、一概にあるしょうがいだから、ということはないと言って良いんじゃないかと思います。

(委員)

現実としてそういうことを言っておられる人が居るわけですね、長浜には。現場に行くとしょうがいの手帳によって差別されるということがあるというのは聞いたので。

先ほどのところを振り返ってみますけれど、長浜市は、しょうがい種別を超えて、しょうがいを縦割りに、身体、知的、精神と分けないんだという気概がある。難病の人、隙間にいる人、手帳を持ってない人含めて、就労困難者に対する支援を構築しなければならぬ、これからの大テーマだと思うんですね。長浜市が全国に先がけて、しょうがい一つ一つに特化していくのではなくて、しょうがい種別を超えた施策を打つんだってことを言えば、長浜ってそういう考え方を全面に出したしょうがい者プランを作成してるのかってことを、別に注目されるのが良いというわけではないけれど、全国同じような審議会と同じような意見で同じような落としどころをもって終始してしまうのではなくて、今委員がおっしゃったことを参考にすれば、まだまだ根強く、精神の方に対する就労に対する理解が乏しいという状況が現実にあるわけです。

そこを打開するためには、先ほどから言うようなポジティブな考え方、積極性をアピールできるような施策を示してほしい。

(座長)

雇う側として、精神の人だったら何を配慮していいかわからないという気がするんですね。車イスの人だったら車イスが通れるようなところを整備すれば働けるようになるということはわかるんですけども、精神の方に対して何を配慮すべきかわからないみたいです。なので差別や偏見というほど強くはないですけども、意識は薄いような気はします。

事情はあると思うんですが、手は打てるくらいのものだと思うんです。何かサポートをつければ。これは私見ですが。

(事務局)

座長や委員のおっしゃりたいことはよくわかります。例えば国一律の制度ではあるんですけども、就労移行支援サービスや就労継続支援A型のサービス、就労定着のサービスっていうのは、しょうがい種別毎に区分しているものではないんです。

特に先ほどリタイア、一度就職に失敗された方が再挑戦される機会がなかなかないということもおっしゃっていただいたと思うんですけども、長浜市においてはもう一度トライする際、本来、就労移行支援サービス受給は2年限定あるいは3年限定であるんですけども、関係者会議を踏まえた上で、ここが再チャレンジのタイミングだということであれば、審査会を経て再度サービスを受けていただくことも可能としているところがございますし、さきほど座長がおっしゃったように、特に就労移行支援事業が始まってから発達しょうがいの方の就職については非常に成果が上がっているのかなと考えておりまして、それはやはりそれぞれの就労移行支援事業所において、その方を雇用するときどのような考え方をその方がされているのか、その時にどういう対応を職場の方がしたらいいのかを含めて職場の方との調整や、ご本人との面談をされる中で、どの部分ができていて、どの部分を身につけていけばいいのか、感情コントロールやコミュニケーション等のカスタマイズされた訓練ができていくということがございますので、精神しょうがいをお持ちの方についても、全く同じ取組ではないですけども、就労時間の話であるとか、精神状態の波の部分等を職場の方に理解していただけるような支援が必要かと思います。特に相談支援の強化だと考えておるんですけども、本人がリトライするタイミングの見極めも含め、やはり体調を崩されたときに身近に相談できる場所を強化しなければならないと考えておりますので、自立支援協議会での就労定着支援プロジェクト等でも協議を重ね、行政、関係機関ともに理解を深め、仕組みを考えていきたいと思っております。

(委員)

しょうがい児の支援については、「子どもと家族に寄り添う支援」と書いていただいていますし、2回ほど言葉として出てきてます。それから子どもへの支援と家族への支援がそれぞれ新たな項目で書いていただいているので、それはありがたいと思います。ただ、メディカル・コンサルテーション事業と書いてるんですけど、事業として何かやられるんですか。

(事務局)

事業内容については、後日教育委員会に確認しまして後日皆様にお示しさせていただきますと思います。事業とはどういうものか、そもそも事業なのかということでもよろしいでしょうか。

(委員)

ここに書いてあるのは、いわゆる発達しょうがいの子どもの達のいろんな問題を医療的に相談するということだと思うんですけど、具体的に何か事業化されるといふ理解で良いのかということです。

(事務局)

現在行われている事業的なものがあるのかどうかも含めてお知らせをさせていただきたいと思います。

(委員)

当事者団体の立場からすると、例えばですが、最後のページのアクションプランにスペシャルオリンピックス、しょうがい者スポーツの推進とありますけれど、しょうがいの方がいろんな活動に参加するという話は、団体の方でもいろいろ考えてやっているので、始めるにあたって団体におられる方には勧誘できるんですけど、しょうがい者が誰かっていうことを私達は知るすべがないので、市役所から手帳を取得された方にこういう団体があるんだよ、ということを紹介していただきたいとお願いしているんですけど、実際問題、昨年ある方がしょうがい者手帳を取得されたときは、そういう団体の説明とかパンフレットを渡すとかは一切なかったとおっしゃっていました。たまたまだったかもしれませんが、私らが探しだして勧誘することはできませんので、しょうがい福祉課の窓口の方でもっと積極的な紹介をお願いしたいと思います。

(事務局)

市役所の方では、しょうがいの方のサービスのしおりというものを作成しております。その中で団体等の紹介はさせていただいております。おっしゃるように細かに「協会がここにありますよ」というふうな紹介の方法ではなく、その方がどのような手帳を取られたかに関わらず、自動車税の減免等制度や団体の紹介等、全体的なことが書かれている中に書かせていただいているところです。

(委員)

私どもの団体も最初 200 人くらい会員がいたのが今 170 人くらいなんですけど、新たに勧誘をしようと思うと名簿がいるんです。個人情報の問題がありますから、名簿の提供は非常に難しいし、新たな会員はほとんどなく、会員数も厳しいです。

(事務局)

手帳を取得された方へ、案内を徹底するよう担当に伝えます。

(座長)

他はよろしいでしょうか。それでは議題の 1 については以上としたいと思います。

つづきまして議題2 しょうがい者差別解消について事務局からお願いします。

(2) しょうがい者差別解消について

資料2（資料については個人情報を含むため公表なし）により、差別事例に対する対応について事務局から説明があった。

固有名詞、個人情報を含まない委員からの主な意見は下記のとおり。

(委員)

これは差別解消法の窓口は行政にあるんですが、県の条例をもとに、圏域に4人、滋賀県下に25人がアドボケーターの委託を受けています。

基本的に差別解消法における市の役割とはなんでしょうか？差別に対する指導とはどういう風になるのでしょうか、忠告レベルなのか。

それとアドボケーターの方の条例に関しては一旦指導の次が斡旋となり、斡旋の次は知事の勧告というふうに段階を踏むことになるんですけど、もちろん先ほどお伺いしたなかにも、我々のなかにも気持ちの持っていきどころがないくらい悲しい思いをしたとか、差別をなくしてほしいという思いは強いんですが、差別を訴えた個人が特定されると、すごく気まずい、お互いの関係も悪くなる。

差別が是正されたとしても、もう差別をした場所へは行く気にはなれないというか。だからここらへんの問題の解決は、個人で解決しようとする最終的な解決の落としどころが難しいんですが、行政としては、どこまで施設名や企業名を公表したり、知事の勧告というのがどの程度の可能性起こり得るのかは未知数となっています。

昨年の10月1日からスタートしたばかりですので、県庁の方で会議もありますが、そういうところが、実際にアドボケーターが差別の相談を受けた際、受けたけれどもどういう風にしてそれを解決に持っていくのか、まだまだ未知数で見えない。

(委員)

県のアドボケーターの場合は、アドボケーターが最終のところまでやるのではなく、本当はこういう相談がありましたというのを県に意見書を、差別解消法の専門員としておられるわけですね、そこで会議があつて斡旋にかける。斡旋が不調におわった場合は県の勧告をするという風になってますけど、積みあがっていくものはまだないんですね。

これも結局話し合いで解決したっていう表面的な事象だけで、差別の内容に関する、なぜ差別が起こったのかということ、考えていかない限りはそういう問題は常に繰り返される。

(座長)

私見ですが、環境というのがある気がします。先ほど市からの事例で、差別事例を申し出た本人が公表を望まないという例が多々ありました。差別事例は改善してほしいが、本人としては自分が言ったと言わないでほしいという気持ち、どっちもあるというのはよくわかる気がします。市の窓口には訴えられているんですけど、名前を出して公表するのは止めてくれという気持ちはわかる気がします。

そうであっても、いくつかの例では、市に相談窓口があって相談したことにより、差別があった場所や人と、繋がりをやり直せるかもしれないというメリットもあったのではないかと思います。

委員の皆さんは、問題のある市の対応があったかということも含めて、感想でも結構ですがいかがですか？特に違和感はないということでもよろしいでしょうか。

(委員)

私は知的・精神しょうがいの方の中に、やはりなかなか声に出して言えない方がもしかしているのかなど。今回身体しょうがいの方の事例は、多く挙がってきているので、その方たちは、差別を受けた際どこに言ってもいいかもまだご存じでないと思うので。もっと差別解消の窓口について啓発をお願いしたいと思いました。市の対応としてはこれで良いと思っています。

(委員)

虐待通報の概要等見てもらって、教育の現場でも社会に出たときにきちんと自分の権利を伝えていけるような取り組みが必要ではないかと思いました。

(委員)

皆さんおっしゃっているように、窓口をご存じでない方がおられると、内にこもったままになってしまうこともあると思いますので、相談の窓口を知らせていただくことと、差別をした側にも知られたくないし、相談したことも知られたくない、窓口にもあまり特定されたくないという方もおられるのではないかと思いますので、匿名で相談できるようないい方法があればハードルが低くなる、相談しやすくなるのではないかなと思います。

誰が言ったかもわからせたくないけど、声は届けたいという方がおられたら、そういう方も届くような窓口であってほしいなど。

(3) その他

新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業について資料1により事務局から説明があった。

事務局より、令和3年の1月ごろ、パブリックコメントを実施させていただく予定であり、所属の団体・事業所の皆様からもご意見等いただきたいこと、また次回会議予定として、令和3年2月ごろとしていることを報告し、日程調整についてご協力を依頼した。

#### 4. 閉会

長浜市健康福祉部次長から閉会の挨拶があった。

《終了》